

社会福祉法人加美町社会福祉協議会中新田ヘルパーステーション
指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人加美町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人加美町社会福祉協議会中新田ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 事業所は、誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けないことがないサービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人加美町社会福祉協議会中新田ヘルパーステーション

(2) 所在地 宮城県加美郡加美町字町裏320番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上（介護福祉士）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 居宅介護員 法定人員基準を満たす員数

居宅介護員は、指定居宅介護の提供にあたる。

(4) 居宅介護員等の補充については、事業運営上必要と認められるとき随時行うものとする。

(5) 事務職員 1名（常勤職員兼務）

必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年間を通じて無休とする。

(2) 営業時間 24時間対応の営業時間とする。

(居宅介護の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める利用者負担上限月額範囲内とする。

- (1) 居宅介護
身体介護
通院介助
家事援助

(2) 重度訪問介護

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定障害福祉サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき37円を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、加美町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を選定し、定期的開催される虐待防止委員会での結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 成年後見制度の利用支援

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 定期的開催される虐待防止委員会での結果について、職員に周知徹底を図る

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(衛生管理等)

第12条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染対策指針を整備する
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する
(職場におけるハラスメントへの対応)
- 第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講ずる。なお、当該ハラスメントには、利用者及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。
- (1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する
 - (2) 利用者、職員等及び家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する
(業務継続計画の策定等)
- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
(掲示)
- 第15条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、社会福祉法人加美町社会福祉協議会のホームページに掲載する。
- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(その他運営に関する重要事項)
- 第16条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、随時研修を行う。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所管理者と社会福祉法人加美町社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。